

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談 ⇒区民等 まちづくりコンサルタント派遣 ⇒まちづくりを考えている組織 まちづくり活動助成 ⇒区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣やまちづくり協会に対し活動に関する費用等を支援しています。 【活動の状況】 (令和元年7月現在) まちづくり協議会：登録団体 0 団体 まちづくりコンサルタント派遣： 0 件
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年度から区役所・支所改革により、まちづくり相談をより身近なものとするため総合支所に窓口を設置しました。 平成19年度まちづくり条例の改正により支援制度が具体的に再整備され、各地区の相談体制が整備されました。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎				◎		◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
	◎												
◎													
①事業継続の必要性													
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 芝浦港南地区は比較的新しい街であり、まちづくりの自主的な活動は区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、今後、住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高めるとともに、地域で相談・支援出来る体制を継続していく必要性があります。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	0	0		平成29年度	0	0		平成29年度	5	0	0.0%
平成30年度	0	0		平成30年度	0	0		平成30年度	5	0	0.0%	
令和元年度	0	—	—	令和元年度	0	—	—	令和元年度	5	—	—	

指標から見た事業の成果
平成19年度にコンサルタント派遣を行って以降、コンサルタント派遣等につながる相談がなく、支援実績はありません。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成19年度にコンサルタント派遣を行った田町駅東口駅前街区については、現在、「なぎさテラス」の完成並びにムスブ田町の再開発につながり、駅前の広場整備等まちづくりにつながっている。まちづくり事業としては効果性のあるものと考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	130	100%	130	0	0	0	0	0	0	130	0	0%
平成30年度	130	100%	130	0	0	0	0	0	0	130	0	0%
令和元年度	130	100%	130	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
近年はコンサルタント派遣やまちづくり組織登録につながる相談はありません。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) まちづくりは10年のスパンで見えていく必要のある事業であり、短期的な効率性で評価することは困難です。区の他地区の事例からも、相談や組織登録につながった事例はおおむね地域の街づくりの取組につながっており、「まちづくり」の事業スパンで考えれば効率性があると言えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	地域住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには、その活動を支援する必要があるため当該事業を継続し、地域住民発意のまちづくりに対して関心を高めることが必要です。引き続き、芝浦港南地区でも普及啓発に努めていきますが、当面は倉庫や業務用ビルの建替えなどによる事業者(地権者)単独のまちづくり(開発)が継続される状況が想定されています。 一方、他の地域で見られるような開発型や、赤坂地区・麻布地区に見られるような商店街を中心とした「まちづくり」とは異なった新たなまちづくり相談の可能性もあります。また、一部の地域(たとえば、残存する駅前の狭小飲食店街など)で、開発を前提としたまちづくり相談などが生じる可能性も残っています。 このため相談など支援が出来る体制を確保する必要があります。
---	---

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数(警告札)			指標3	撤去台数(自転車、原付)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	175	200	114.3%	平成29年度	14,000	16,507	117.9%	平成29年度	1,200	1,008	84.0%
	平成30年度	175	124	70.9%	平成30年度	17,000	21,658	127.4%	平成30年度	1,000	960	96.0%
	令和元年度	150	—	—	令和元年度	20,000	—	—	令和元年度	1,000	—	—
指標から見た事業の成果	警告札の貼付や巡回指導などにより、撤去台数が減少しており、事業の効果が見られます。引き続き、自転車利用者への普及啓発について、適切な歩行者空間の確保に努めます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 田町駅東口・品川駅港南口については、放置禁止区域の設定により駅周辺のバリアフリー化と快適な歩行者空間の確保に効果を上げています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	2,323	0%	0	0	0	2,323	0	0	2,323	1,950	84%
	平成30年度	30,919	0%	0	0	0	30,919	0	0	30,919	30,767	100%
	令和元年度	31,943	0%	0	0	0	31,943	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度から放置自転車対策業務委託のほとんどが支所に移管になり、事業費が増加しています。事業費としては執行率100%になっており、放置自転車対策を十分に実施できています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 自転車シェアリングによる放置自転車対策は途上であることや、機械式の駐輪場ではチャイルドシート付き自転車に対応していないなど課題はあるものの、現在の放置自転車対策が十分な成果を上げていることから、効率性は高いと考えます。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

芝浦港南地区については台場地区の放置禁止区域の設定や、田町駅東口の再開発の事業完了後の放置禁止区域の拡大、さらには高輪ゲートウェイ駅の開業に合わせた放置禁止区域の検討が必要です。

開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれますが、次年度も今年度と同等の規模で実施し、今後は本年度予算の規模を基準に見直しや工夫などを行い、放置台数や撤去台数の推移を踏まえた予算要求を行います。

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	開始年度	平成 23 年度
所属	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する		
施策名	① 都心機能を支え人にやさしい道路・公園等の整備		

事業概要

事業の目的	「次世代育成支援対策行動計画」「港にぎわい公園づくり基本方針」や「子どもの遊び場づくり20の提言」に基づき、子どもが自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会をプレーパークの推進により提供し、様々な経験と交流を通して、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えることを目標としています。
事業の対象	児童及び保護者
事業の概要	プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成23年度から、高輪森の公園・プラタナス公園・港南緑水公園・有栖川宮記念公園で実施してきました。プレーパークを実施していくためには、地域住民の参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。事業実施にあたっては、区がけん引役となって事業を始め、住民や周辺学校PTA等の地域の大人たちの理解と参画を得ながら協働で運営しています。平成30年度からは、区と地域住民組織で締結した協定書に基づき、更なる地域住民組織の主体的な運営と住民組織及び人材の育成に向け、支援を継続していきます。
根拠法令等	

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成23年度から体験プレーパークとして、区民の理解と参画を得ながら、住民主体の運営を目指して高輪地区・芝浦港南地区で体験プレーパークを実施。平成24年から指定管理者による体験プレーパークを麻布地区で実施。平成26年度に任意団体「みなと外あそびの会」が発足。平成30年度に「みなと外あそびの会」がNPO法人化。基本協定を締結して補助金による運営がスタートした。同年赤坂地区・芝地区でも指定管理者による体験プレーパークを開催。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 本事業は区がけん引役となってスタートした事業です。事業の中で組織化した住民団体が運営を担っており、平成30年度に初めて基本協定による助成による運営をスタートしたところです。区としてパートナーシップにより引き続き支援し、より充実した事業としていく必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	開催回数			指標2	参加者数			指標3	達成率					
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率			
	平成29年度	16	16	100.0%	平成29年度	1,200	2,421	201.8%	平成29年度						
	平成30年度	16	16	100.0%	平成30年度	1,200	1,188	99.0%	平成30年度						
	令和元年度	16	—	—	令和元年度	1,200	—	—	令和元年度						
指標から見た事業の成果	平成30年度は天候に恵まれない日が多く、また、参加者数の統計を厳格にしたため、参加者数は低下しています。平成30年度から基本協定を締結した住民組織による運営が始まり、ただ参加者を増やすだけでなく、開催場所やプレーリーダーの配置状況等を踏まえ、安全管理の行える適正な人数で運営することも必要とされます。														
評価	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%; text-align:center;">A 高い</td> <td style="width:33%; text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%; text-align:center;">C 低い</td> </tr> </table>												A 高い	B どちらともいえない	C 低い
A 高い	B どちらともいえない	C 低い													
②事業の効果性	◎														
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 都心にあって外遊びの機会が少なくなるなか、プレーパークの認知度が上がり、定期的に参加する人も増加しています。ホームページのアクセス数も増えていることから、今後もプレーパークに対するニーズは高まっています。														

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)				
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率			
	平成29年度	2,248	100%	2,248	0	0	0	0	0	2,248	1,539	68%			
	平成30年度	1,844	50%	922	0	922	0	0	0	1,844	1,723	93%			
	令和元年度	2,796	67%	1,884	0	912	0	—	—	—	—	—			
事業費から見た事業の状況	実施回数に比較して、以前の体験プレーパークの1回あたりの開催経費は低減しています。 【決算ベース】 H29年度 1,538千円/12回=128.2千円 H30年度 1,723千円/16回=107.7千円														
評価	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%; text-align:center;">A 高い</td> <td style="width:33%; text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%; text-align:center;">C 低い</td> </tr> </table>												A 高い	B どちらともいえない	C 低い
A 高い	B どちらともいえない	C 低い													
③事業の効率性	◎														
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 区が体験プレーパークとして運営していたコストに比較して、1回あたりの運営コストは低下しており、費用対効果は高まっています。														

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

他区のプレーパークも運営が始まってから、独り立ちにはほぼ10年近くの時間と経験が必要としています。

本事業も区がけん引役となって、スタートした事業であり、事業の中で組織化した住民団体が運営を担っており、平成30年度に初めて基本協定を締結し、協定に基づく運営をスタートしたところです。区として引き続き支援していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	3 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く。)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。 補助の対象は、町会又は自治会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名を除く。)が掲示又は記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。 補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置の補助に関する要綱(S47.3.7 46港建管発第22号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	私道の中には、常時一般交通の用に供しているものがあります。 これらの私道の照度を確保し、夜間の安全性を向上させるため、防犯灯の設置及び撤去に要する費用を補助金として交付する事業を開始しました。 この事業により防犯灯の設置が進み、現在は老朽化による取替え(設置・撤去)が申請の大部分を占めており、件数は多くありませんが、生活環境の確保に貢献している重要な事業です。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 防犯灯の老朽化による転倒防止や夜間照明を確保することで、区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、継続が必要な事業です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度				令和元年度			

指標から見た事業の成果 申請に対して速やかに助成をし、老朽化した防犯灯の建替などにより、私道の照度を常に維持することで、地域の安全・安心が確保され、生活環境の向上が図られています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成29年度は申請がありませんでしたが、平成30年度は1件申請がありました。申請件数には変動がありますが、安全・安心の確保のため必要性の高い事業です。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	631	0%	0	0	0	631	0	0	631	0
	平成30年度	601	0%	0	0	0	601	140	0	741	737	99%
	令和元年度	612	0%	0	0	0	612	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 毎年度、1件ないし2件の申請があることを想定し、予算要望を行っていますが、申請件数により執行率の変動が見られます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 補助事業を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、通行利用者の安全性の向上が図られ、投入された経費に見合った効果が現れています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
・「統合」：他事業と統合

町会や自治会からは、防犯灯の建替え及び新設等の要望が強く、区が主体的に区民の声に耳を傾け、現状の把握に努めながら、安全・安心を確保するために本事業は今後も継続していく必要があります。

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	港区みどりを守る条例施行規則の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	都市化の進展に伴い、樹林地やゆかりある樹木の減少が進んでいたため、樹林や管理に要する所有者の負担を軽減することで、樹木や樹林の減少を防ぎ、緑の保全と、まちなみ景観の形成を進めています。区内全域で毎年新規指定の申請があり、区全体の保護樹木指定本数は微増の傾向にあります。芝浦港南地区についても増加傾向にあります。 ※区全体の新規指定件数 H28 8件/H29 6件/H30 8件 区全体の保護樹木本数 H28 644本/H29 644本/H30 662本 区全体の保護樹林面積 H28 1,293㎡/H29 1,293㎡/H30 1,619㎡		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業を継続して実施する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	指定保護樹木・樹林個所数			指標2	保護樹木指定本数(本)			指標3	保護樹林指定面積(生垣:延長)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	0	0	—	平成29年度	58	58	100.9%
平成30年度	1	2	200.0%	平成30年度	0	15		平成30年度	58	107	184.5%	
令和元年度	2	—	—	令和元年度	15	—	—	令和元年度	107	—	—	

指標から見た事業の成果 以前から、指定保護樹木のなかった芝浦港南地区ですが、対象となる樹木等の増加に伴い申請が発生してきています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 公有地の緑の確保は十分進めていますが、現状以上の緑の確保・増加には民有地の緑の維持につながる助成制度は一定の効果があります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	92	100%	92	0	0	0	0	0	0	92	24	26%
平成30年度	87	100%	87	0	0	0	40	0	127	113	89%	
令和元年度	85	100%	85	0	0	0	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況 昨年度、指定申請及び変更申請があり、指定樹木・樹林は増加しました。今年度以降も増加する可能性があります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業は先見性を持って計画的に実施されています。 樹木の生長により区の基準に該当するものであれば所有者が区民か事業者かを問わず指定が可能です。指定件数が増加しており、投入された経費に見合った効果が現れています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

平成30年度に芝浦港南地区では、新規申請及び既存の指定生垣の追加申請がありました。現行の条例の要件を有する樹木が芝浦港南地区でも多くなっていることから、今後、申請が増加してくることが予想され、予算の確保が必要です。対象要件の見直しをすることで、コスト削減は可能ですがみどりの保全という観点からは望ましくありません。

No 100

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施などを通じ、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。
事業の対象	《植木市・園芸講座》 区民
事業の概要	《植木市》苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木の無料配布及び緑の相談を実施しています。 《園芸講座》緑に関する知識習得の機会として、5支所で個別に開催しています。当日は、園芸の専門家を講師に招き、園芸や緑化に関する相談も行える講座としています。 なお、費用については受益者負担金（1,000円）を徴収しています。
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価							
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>緑を守り、育てる行動に対する区民の意識を高めていくため、緑を知り、育てる機会を創出することを目的として事業を開始しました。</p> <p>これまでの間、事業の見直しを行ってきており、平成29年度に敬老・誕生鉢植えの配布を廃止し、平成30年度からは、園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くするなど再構築を行っています。</p> <p>昭和54年「みどりのまちづくり条例制定」/平成18年 区役所・支所改革で支所に事務移管 平成24年 苗木の有償配布事業廃止/平成29年 敬老鉢植え・誕生鉢植え配布事業廃止</p>						
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	◎			◎		
◎							
◎							
①事業継続の必要性	◎						
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）</p> <p>5支所の連携・協力により事業を実施し、事業実施後に参加者から、「是非また参加したい」「緑化に対する意識が向上した」などの声が寄せられるなど概ね目標を達成しており、引き続き実施する必要があります。</p>						

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	園芸講座参加者			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	30	30	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	51	85.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度				令和元年度			
指標から見た事業の成果	区民への緑化促進・普及啓発として、5支所が連携して共通の取組みを実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ています。一方、園芸講座の回数を増やす事業改善を行いました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 5支所の連携・協力により事業をしたことにより、おおむね目標を達成しています。事業実施後に参加者から、「是非また参加したい」「緑化に対する意識が向上した」などの声が寄せられています。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	1,329	98%	1,297	0	0	32	0	0	1,329	910
	平成30年度	250	84%	209	0	0	41	0	0	250	249	100%
	令和元年度	254	76%	194	0	0	60	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた事業内容を見直したことで、大幅に事業費が削減されました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業費が削減され、参加者が増えていることから、費用対効果は向上しています。区民の緑化普及に対する啓発事業としての効果が向上しています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合 	<p>園芸講座には緑化に興味を持つ方や過去に講座へ参加された方が再度知識取得のために参加することもあり、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。平成30年度には、親子で体験する講座も開催し普及啓発を進めました。これまで実施内容の検討および準備について職員が行ってきましたが、本年度は委託することで専門的な知識を活用し実施します。</p> <p>今後は、より効率的な事業の実施に向けて、緑化に関する知識をもった公園指定管理者が同様な講座を実施していることから、より一層の多世代への関心を高める内容を企画し緑化知識取得の場として充実させるため、専門知識の活用も見据え、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう、令和3年度を目標に事業の転換を図っていきます。</p>
---	---